

令和7年
5月23日
開始予定

盛岡市内全域において、一定規模以上の 盛土・切土・土石堆積の規制が始まります

- 令和5年5月26日、宅地造成及び特定盛土等規制法（通称：盛土規制法）が施行されました。
- 盛岡市では、**令和7年5月23日から、市内全域を、盛土規制法による新たな規制区域に指定し、制度の運用を開始する予定です。**

規制区域内に係るご注意

➤ 盛土等に関する工事を行う方

土地の用途（宅地、農地、森林）にかかわらず、一定規模を超える盛土等を行う場合は、工事着手前に許可又は届出の手续を行い、安全な施工が義務付けられます（裏面参照）。

➤ 土地を所有等されている方

盛土等に関する工事を行わない限り、特に手続は必要ありません。

ただし、過去の盛土等も含めて、土地を常時安全な状態に維持する努力義務が課せられます。

➤ 不動産取引を行う方

重要事項説明において盛土規制法に基づく制限等が説明されます。



無許可工事等の不法・違反行為は厳しく取り締まられます。

- ・ 無許可行為や命令違反等に対する懲役刑及び罰金刑【最大で懲役3年以下、罰金1,000万円以下】
- ・ 法人に対しても、法人重科を措置【最大で3億円以下】

盛土規制法に基づく規制区域案

宅地造成等工事規制区域

市街地や集落、その周辺など、盛土等が行われれば、人家等に危害を及ぼしうる区域

特定盛土等規制区域

市街地や集落などから離れているものの、地形等の条件から、盛土等が行われれば、人家等に危害を及ぼしうる区域

※市ホームページ上で、A3サイズの図面データを公開しています。



盛岡市 盛土規制法

検索

※盛岡市域を除く県内全域は、岩手県知事が規制区域に指定する予定です。【盛岡市と同日予定】

お問い合わせ先

盛岡市 都市整備部 都市計画課 宅地開発係 （津志田14-37-2 都南分庁舎2階）

☎019-601-2117

✉toshikeikaku@city.morioka.iwate.jp

令和6年11月作成

盛土等に関する工事に必要となる手続

規制後は、**盛土、切土**だけでなく、**単なる土捨て行為**や**土石の一時的な堆積**についても、下記の要件に該当すると盛土規制法による許可又は届出の手続が必要になります。

許可・届出の対象要件

区域	手続	行為	要件	イメージ図
宅地造成等工事規制区域	許可	土地の形質の変更 (盛土・切土)	①盛土で高さが1m超の崖を生ずるもの	
			②切土で高さが2m超の崖を生ずるもの	
			③盛土と切土を同時に行い、高さが2m超の崖を生ずるもの(①、②を除く)	
			④盛土で高さが2m超となるもの(①、③を除く)	
			⑤盛土又は切土をする土地の面積が、500㎡超となるもの(①～④を除く)	
		土石の堆積 一時的な	⑥最大時に堆積する高さが2m超かつ面積が300㎡超となるもの	
			⑦最大時に堆積する面積が500㎡超となるもの	
特定盛土等規制区域	許可	土地の形質の変更 (盛土・切土)	①盛土で高さが2m超の崖を生ずるもの	
			②切土で高さが5m超の崖を生ずるもの	
			③盛土と切土を同時に行い、高さが5m超の崖を生ずるもの(①、②を除く)	
			④盛土で高さが5m超となるもの(①、③を除く)	
			⑤盛土又は切土をする土地の面積が、3,000㎡超となるもの(①～④を除く)	
		土石の堆積 一時的な	⑥最大時に堆積する高さが5m超かつ面積が1,500㎡超となるもの	
			⑦最大時に堆積する面積が3,000㎡超となるもの	
	届出	土地の形質の変更 (盛土・切土)	①盛土で高さが1m超の崖を生ずるもの	
			②切土で高さが2m超の崖を生ずるもの	
			③盛土と切土を同時に行い、高さが2m超の崖を生ずるもの(①、②を除く)	
			④盛土で高さが2m超となるもの(①、③を除く)	
			⑤盛土又は切土をする土地の面積が500㎡超となるもの(①～④を除く)	
		土石の堆積 一時的な	⑥最大時に堆積する高さが2m超かつ面積が300㎡超となるもの	
			⑦最大時に堆積する面積が500㎡超となるもの	

※「崖」とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤(風化の著しいものを除く)以外のものをいいます。

- ※法に規定される公共施設用地や、災害の発生のおそれのないと認められる工事等については、許可等が不要になります。詳細については市ホームページをご確認ください。
- ※都市計画法に基づく開発許可を受ける場合は、盛土規制法に基づく許可は不要となりますが、現場標識の掲出、定期報告、中間検査の手続は必要です。

その他の届出手続 ※規制区域指定時点で施工中の方は、ご注意ください。

- 規制区域指定の際に現地施工中の、上表の許可又は届出対象規模の工事については、許可手続は不要ですが、指定日から21日以内（令和7年6月13日まで）に、市長に工事内容を届出する必要があります。
- なお、届出を受けた盛土等の位置情報等は公表されます。

対象工事の要件	提出書類等
許可・届出規模の全て	届出書様式、土地の位置と範囲がわかる資料
特定の規模以上の場合 (規制区域の種別にかかわらず、 上表に明示した規模の工事)	(上記に追加) 位置図、地形図、土地の平面図、現況写真

〈許可工事の主な流れ〉

許可申請前

- ・市と事前協議
- ・土地所有者等全員の同意
- ・周辺住民への事前周知

許可申請・許可

- ・審査基準への適合
- ・市長の許可
- ・許可の公表

工事着工

- ・現場標識の掲出
- ・中間検査 (該当の場合)
- ・定期報告 (該当の場合)
- ・変更手続 (該当の場合)

工事完了

- ・完了検査 (盛土・切土)
- ・完了確認 (一時的堆積)